第二条第十四号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

第二条第十五号中「に準ずる行為」を削り、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、第一条第十五号の二に規定する行為を行ったことがないこと。

第二条第十七号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

第二条第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二　実習実施機関が、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行った場合は、直ちに、監理団体に当該不正行為に関する事実を報告することとされていること。

十八の三　実習実施機関が、技能実習生が技能実習第二号ロに応じた活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、監理団体に当該事実及び対応策を報告することとされていること。

第二条第十九号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

第二条第二十号中「に準ずる行為」を削り、同条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、第一条第十五号の二に規定する行為を行ったことがないこと。

第二条第二十二号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

第二条第二十四号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

第二条第二十五号中「に準ずる行為」を削り、同条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二　あっせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、第一条第十五号の二に規定する行為を行ったことがないこと。

第二条第二十七号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令の一部改正）

第四条　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　監理団体が、不正行為（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行った場合は、直ちに、当該不正行為に関する事実を当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとされていること。

第一条第三号中「（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第十六号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為をいう。）」を削る。

第二条中「第三号」を「第二号の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際、現に行われている第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請は、それぞれ第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請とみなす。

（第二条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に申請された出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条の二の規定による証明書の交付に係る法第七条第一項第二号の基準については、なお従前の例による。

第四条　施行日前に法第七条の二第一項に基づき交付を受けた証明書又は査証を受けた旅券を所持し施行日後に法第六条第二項の申請を行った者に係る法第七条第一項第二号の基準及び前条の規定により施行日後に法第七条の二第一項に基づき交付を受けた証明書を所持し法第六条第二項の申請を行った者に係る法第七条第一項第二号の基準については、なお従前の例による。

第五条　法第七条の二の規定による証明書の交付に係る法第七条第一項第二号の基準については、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下「新基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十八号、第十九号及び第二十二号並びに法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号、第十七号、第二十号、第三十一号、第三十四号、第三十六号及び第三十九号並びに法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十号、第十一号、第十四号、第十六号及び第十九号の規定は、これらの規定に定める新基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十八号の表ル（同表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為を行った場合の地方入国管理局への報告を怠る行為に限る。附則第